

国境離島特別措置法(仮称)の制定に関する意見書

我が国の「国境離島」は、現行離島振興法に示されているように、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等、国における重要な役割を担っている。

また、密航・密輸・密漁を防止する前線の監視拠点でもあり、領域の安全保障及び海上交通の安全確保はもとより、外国からの漂流・漂着ごみや大気汚染についてもいち早く認識し得る地域である。さらには、台風時等の避難船の受け入れ、海難事故への対応、病人の受け入れなど国益に重要な役割を果たしている。

しかしながら、基幹産業である第一次産業を初めとする島内産業の低迷による雇用機会の不足から、若年層を初めとする人口の流出に歯どめがかからず、著しい高齢化が進行している状況である。

今後、離島人口の極度な減少が進行すると、離島に住民が居住することで担っている国境管理等の国家的役割が果たせなくなるとともに、離島が保持している良好な自然環境や伝統文化の消滅により、離島が担っているかけがえのない国民的役割も果たせなくなるおそれが高まっている。したがって、今こそ国土政策や国防政策の観点など、新たな視点を加えた思い切った離島振興を実施していかなければならない状況にある。

現行離島振興法は、道路、港湾漁港、農林道など基盤整備の面では機能を果たし、雇用の確保等地域経済を大きく支えてきたが、多くの離島では、人口の流出や産業の衰退が続くなど極めて厳しい現状に直面しており、地域の特性を生かした定住促進につながるような振興が図られているとはいいがたい。

特に離島の中でも、地域的制約ゆえに不利条件の厳しさが際立つ国境離島においては、隔絶性緩和・解消のための航路及び航空路等交通の確保、並びに運賃低廉化対策、さらに本土に比べ2～3割割高となっている燃油の問題など十分な対策が講じられていない。

現行離島振興法には、「地域における創意工夫を生かした対策を講じることにより、離島の自立的発展を促進する」と明記されているが、国境離島としての隔絶性及び流通支援コストなど自然的制約に由来する不利条件は、離島の自立的発展の阻害要因であり、離島地域における創意工夫の努力のみでは到底解決できない根本的問題である。

このため、新たな離島振興法においては、自立的発展のための基礎条件として、離島の不利条件の緩和・解消に国策として取り組むことが不可欠である。

特に、地理的な不利条件が顕著にあらわれる国境離島については、島民が継続して居住することで、その国家的・国民的役割が引き続き果たされることを

踏まえ、ほかの離島の支援施策よりさらに特化した強力な支援対策を講じるべきである。

また、離島における国庫補助事業等の採択に当たっては、人口の減少や産業の低迷が著しく、本土と同様の採択基準（費用対効果）を満たすことは困難であり、その存在価値をはかることはできない地域であることを十分踏まえ、実情に即した対応を行うべきである。

よって、国におかれては、平成 25 年度から施行される離島振興法により、さらに特化した「国境離島特別措置法(仮称)」の制定を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

高知県議会議長 武 石 利 彦

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | } | 様 | |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | | | |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | | | 臣 |
| 法 | | 務 | | 大 | | | 臣 |
| 外 | | 務 | | 大 | | | 臣 |
| 財 | | 務 | | 大 | | | 臣 |
| 国 | 土 | 交 | 通 | 大 | | | 臣 |
| 防 | | 衛 | | 大 | | | 臣 |
| 内 | 閣 | 官 | 房 | 長 | 官 | | |